

報第2号

平成27年度高山市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について

平成27年度高山市の一般会計の補正予算（第6号）を別紙とすることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成28年3月11日専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年3月23日提出

高山市長 國 島 芳 明

平成27年度高山市一般会計補正予算（第6号）

平成27年度高山市の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21,825千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,760,865千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月11日専決

高山市長 國 島 芳 明

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		6,016,236	△21,825	5,994,411
	2. 国庫補助金	2,587,471	△21,825	2,565,646
歳入合計		47,782,690	△21,825	47,760,865

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		6,588,577	△21,825	6,566,752
	3. 戸籍住民基本台帳費	198,948	△21,825	177,123
歳出合計		47,782,690	△21,825	47,760,865

平成27年度高山市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	187,196	△21,825	165,371	2. 戸籍住民基本台帳費補助金	△21,825	個人番号カード交付事業費 補助率 10/10 △21,825(47,160)
計	2,587,471	△21,825	2,565,646			

歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他				
1. 戸籍住民基本台帳費	198,948	△21,825	177,123	△21,825				19. 負担金、補助及び交付金	△21,825	個人番号カード交付事業負担金 △21,825(47,160)	
計	198,948	△21,825	177,123	△21,825							